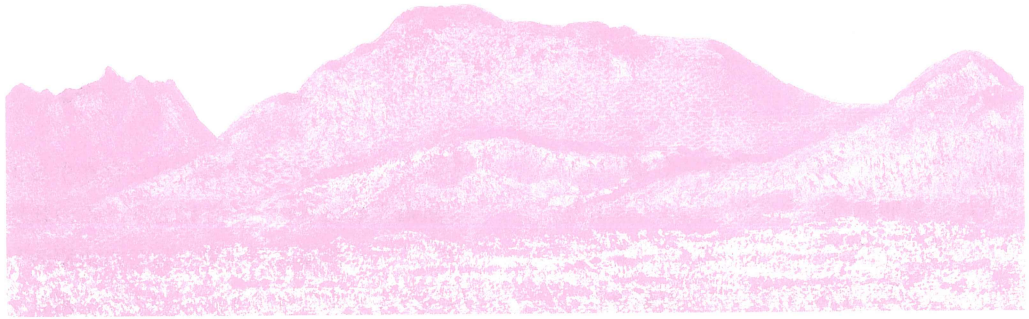


東光原

ISSN 0917-7604

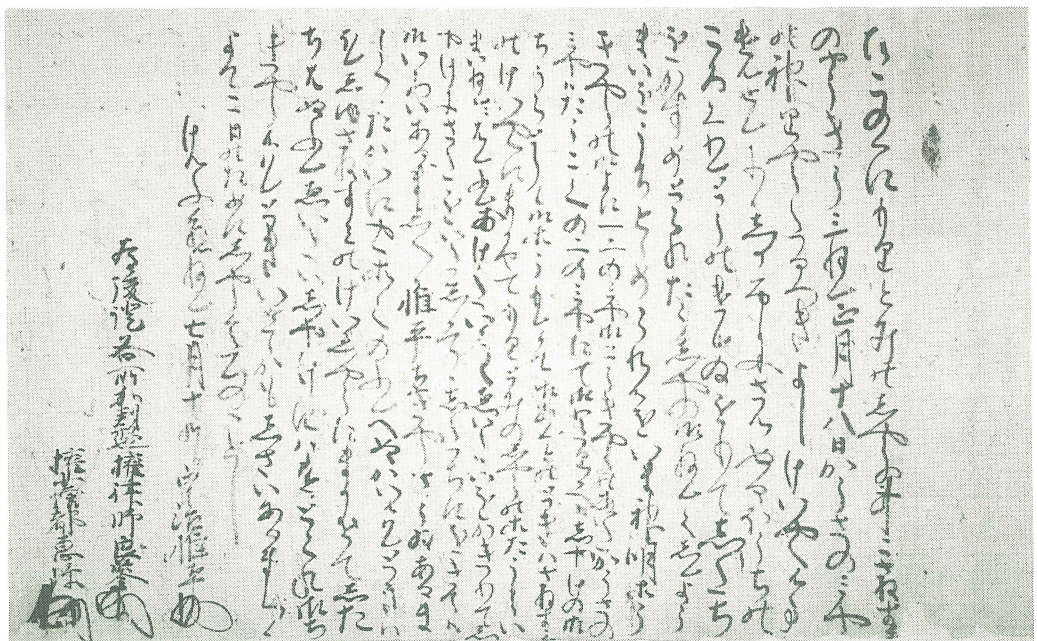
熊本大学附属図書館報



Kumamoto University Library Bulletin, No.3, November 1992

目次

- 炎症-防御と自己破壊のはざままで
- シリーズ熊本大学附属図書館蔵特殊資料紹介2
 - 重要文化財 阿蘇家文書 (34巻36冊)
- 反時代性と時代性
- 時間外開館 (土曜日を含む) 変更のおしらせ
- 平日時間外開館延長における利用状況
- 平成4年度目録システム講習会 (中九州地域講習会) を開催
- 本学教官寄贈著書紹介
- 学生証で「九州地区の国立大学図書館」が利用できます



宇治惟平契状(本学所蔵・阿蘇家文書より)本文に解説

炎症——防御と自己破壊のはざままで

吉 永 秀

肺炎、肝炎など「炎」と名のつくものは炎症と呼ばれる病気のカテゴリーに入っており、当然、治療の対象になっています。また、ちょっとした傷が化膿するとか、虫刺され、火傷などもこの炎症と呼ばれる状態で不快なものです。こんな炎と名のつく病気がなければどんなに快適かと思われます。ところが、さまざまな原因によってこの炎症反応が起こらないヒトや動物がありますが、実はこのような状態は大変重篤な病気であって、現在の医療水準では、この状態のヒトを長く生き残らせることは至難の技なのです。炎症が起こらないような個体は、外界に無数に存在する微生物の侵入を食い止める力に欠けており、結局は侵入してきた微生物の犠牲になります。つまり、炎症という病的状態を起こす仕組みは生体防御という重要な生理的な機能と裏腹になっているとも言えます。この地球上では広範な場所が多様な生物の住処になっており、われわれの体も微生物や寄生虫の住処として格好の場所ですので、これらの微生物の侵入と増殖とを防ぐ機能が備わってはいじめて生存が可能であり、この仕組みの一つが実は炎症なのです。

われわれの体は侵入する微生物を殺し排除するための様々な道具を備えています。この道具のうち最も強力なものは活性酸素と呼ばれる不安定な酸素原子の一群であり、まわりのものをただちに酸化して殺してしまう剣呑な武器なのです。したがって、侵入者を排除

することはただちにその周りに存在する正常な組織や細胞も殺すことになり、この状態がひどくなった場合が病気としての治療の対象になっているわけです。このような剣呑な武器を使用することについては厳重な制御機能が備わっているのですが、防御は侵入異物の数が少ないうちがより有効であり、このため異物の共通の特徴を認識してなるべく早く、この武器を用いることが末端の防御にかかわっている細胞に許されており、中枢での制御は極めて緩やかにしか行われたい仕組みが成立しています。ただし、この反応は極力狭い範囲でしか行われたいようになっていますので、炎症は局所を犠牲にして全身を護る反応であると昔から考えられてきた理由でもあります。

一方、侵入者がこの第一線防御網を突破したり、または単純な第一線の異物認識能力をかいくぐって侵入する場合には、生体はさらに困難な局面に出会うことになります。無差別で剣呑な武器を所かまわず発揮させることは個体の死にも結び付きかねないことです。生体内に存在するものが異物か、自己成分かを精密に見分ける必要があります。免疫と呼ばれている仕組みを発動することでこの問題を解決しようとする。この仕組みは以前に同じものが侵入したことがあればより強く発揮されるように記録まで残しているし、異物の認識についても、微生物の持つ共通な性質といった、すり抜けることが容易な仕組みで

はなく、すべてから自己の成分を除いたものが異物であるとする定義を採用しており、現在はこの世の中になような異物についても予定異物として認識する能力があります。生体が異物を即座には排除できなかった場合には、この精密な認識系により異物が自己の成分ではないと認識された場合にのみ剣呑な武器の広範な使用が許されるようになっていきます。しかし、世の中には完全などといえる仕組みはないもので、この異物識別の間違による病気もあり、また必要以上の異物排除機能が発揮されて病気が重篤になることもあり、ここに医療が介入して防御の仕組みをコントロールし、治療の目的を達する機会が存在し

ているのです。

このような単純で剣呑な異物破壊の道具しか持たない防衛のための仕組みがかなり未完成なのか、または、自己統一性を保つためにはこのような仕組み以外には選択の余地がないのか、われわれには神の御業を批判する能力はないのですが、精神的な問題、社会的な問題なども含めて、統一性を保つ仕組みの難しさを感じてしまいます。

(医学部分館長 病理学)

シリーズ熊本大学附属図書館蔵特殊資料紹介2

(2) 宇治惟平契状 (原本写真を表紙に掲載、原文解説を次ページに掲載)

〈宇治惟平契状〉

ひこのくにもりとみのしやうの事、こさねすみ
 の、やうきう三ねん正月十八日、かうさのみや
 の神りやうたるへきよし、けいやく候事、
 けんせんに候、しかるに、さんぬるほうちの
 ころ、くわんととうのけんゑをもて、したち
 をかすめとられ、たうしやの御ねんくしんよう
 まいをうちとめられ候を、いま神明そう
 きやうの御よに、一二のみや御こうきやうのあいた、かうさの
 みやは、たうこくの二のみやにて御わたり候へは、しやけの御
 ちうちとして御そうもん候て、御あんどのときは、さねすみ
 のけいやくにまかせて、もりとみのしやうのそたうまい、
 まいねん二はんふんお、けたいなく、ゑいたいをかきりて、し
 やけにさたをいたし候へく候、したちにをきては、
 御いろいあるましく候、惟平ちきやうさうゑあるま
 しく候、たかにやくそくのふんへぬかい候はんときは、
 ほんしゆさねすみのけいしやうにまかせて、した
 ちはぬふんゑいたいしやけにはけとられ、御ち
 きやう候はんとき、いささかもしさいあるましく候、
 よてこののために、しやうくたんのことし、

けんふくわんねん七月十九日 宇治惟平(花押)
 「爲後證各所加判形也、權律師 良鑿(花押)
 權少僧都惠珠(花押)」

重要文化財 阿蘇家文書 (34巻36冊)

工 藤 敬 一

〈原文解説〉

本状は、鎌倉幕府が倒れ、後醍醐天皇の新政権成立直後の建武元年（1333）7月、九条家領の荘園であった肥後国守富荘（現在の下益城郡富合町一帯）の下司木原氏の権限の継承者たることを主張する宇治惟平が、本主の木原実澄の承久3年（1221）の契約にしたがって、甲佐社に所当米（本年貢）の半分を進納することを約束したものである。

木原氏は平安末期以来宇城地域の最有力武士団（在地領主）であり、その所領を九条家に寄進して下司（筆頭荘官）となったが、守富荘には阿蘇社の末社で肥後二の宮の甲佐社の支配権と重なる居合田と呼ばれる35町の田地があり、これが両者の紛争の種となった。両者の対立のなかで、甲佐社の神人の糺藤次が木原実澄に殺害された。甲佐社は下山人の引渡しと実澄の所領の没収を要求し、容れられぬなら神人一同蜂起すると強硬に主張した。実澄もこれに抵抗したが、結局承久3年和与（条件付和解）することになった。その条件は、守富荘を甲佐社領とし、所当米の半分を甲佐社に寄進するが、下地支配権（現地管理）は実澄の手にとどめる。ただし居合田は甲佐社の管理とする。これに社家側が違反したらこの和与をとり消し、実澄または後継者が違反した場合は、守富荘の下地（田地）半分を、永代完全に甲佐社領とする、というものであった（承久3年正月18日 木原実澄契約状案）。しかるに宝治のころ（1247～9）当荘は関東（北条氏）によって下地を掠めと

られ、甲佐社の年貢神用米も打ちとめられてしまった。しかし、新政権が成立し、諸国一・二宮の興行（保護振興）令が出されたので、当国二の宮の甲佐社もその対象とされるならば、自分も実澄の契約条件を守れることを約束する、というのが本状の趣旨である。

宇治惟平はその名前からみて阿蘇一族であり、系図上の位置は不明だが、おそらくは甲佐社の社家につながる者であった。そして彼の父祖は、阿蘇本末社の預所兼惣地頭である北条氏の下で地頭代にとりたてられ、守富荘が甲佐社領化され、さらに建長2年（1250）地頭請（請負）の荘園となるにおよび、実質的に北条氏の下で現地管理に当たったものと思われる。惟平自身も幕府倒壊以前には、そのような立場にいた可能性も少なくない。幕府が滅亡し、建武政権が成立すると、惟平は新情勢に対応して、関東（北条氏）による守富荘支配成立以前の体制に復する形で、守富荘の下地支配権の確保をはかったものと思われるのである。

末尾に證判を加えているのは甲佐社の社僧であろう（神仏混淆の時代で甲佐社にも神官と社僧がいた）。

（文学部教授 国史学）

雑誌目録をどうぞ

「熊本大学学術雑誌目録 和文編 1990版」に、まだ若干の余部があります。教官で必要とされる方は、学術雑誌係（内線2215）までお申し出ください。

反時代性と時代性

芦田 徹郎

10月の末から11月の初めにかけて、長崎県大村・諫早両市、福岡市、佐賀県唐津市を相次いで訪れた。ちょっとした北西九州旅行である。大村・諫早ではある新聞社主催の地方（地域）とその文化を考えるシンポジウム（のようなもの）で発言し、福岡で開催された日本社会学会大会ではある新宗教教団に関する部会の司会を務め、唐津では九州を代表する祭りの一つである「唐津くんち」の観察調査を20名近い学生とともに実施した。

今、あらためて振り返ってみれば、「地方」「宗教」「祭り」というふうには、「近代化」の常識からすればなんとも時代遅れのトピックに連続10日近くもかかずらっていた勘定となる。とはいえ、実はこれらがもっとも今日的なイシューであることは、まさしく知る人ぞ知るまぎれもない事実である。

戦後、ひたすら経済成長に一所懸命の日本人であったが、1973年の第1次「オイル・ショック」あたりを起点にして、業績主義と功利性重視の生き方にいくらか転換があったことは、多くの識者の指摘するところである。日本人の「宗教回帰」への私たちの着目もその頃に遡るが、今では毎年恒例のような新宗教騒動もあって、現在が一種の「宗教ブーム」だという認識がほぼ定着している。

他方、私と祭りとの関わりは、10年前本学教養部に赴任し、担当の社会調査実習のテーマにこれを選んだことに始まる。調べ始めてみると、宗教回帰とほぼ軌を一にして日本各

地で祭りの復興現象がみられるのである。この授業の受講生は毎年十数名であるが、例年極めて熱心で当初の期待をはるかに上回る成果をあげている。この経験からしても「今どきの学生」全般の勉学意欲の無さを嘆く声には、にわかには賛意を表しかねる。それはさておき、折々に公表する断片的な報告が目止まっても、祭りやイベント、さらには郷土芸能などを含めて「地方（地域）文化」を「ムラおこし」や「マチおこし」に使おうとする「祭りブーム」を背景にして、各方面から意見を求められる機会も多くなった。

こうした経緯があって、書き出しの三題噺しめいた小旅行となった次第であるが、「なぜ、いま宗教（祭り・地方）なのか？」という基本的な課題には、未だ十分に答えられないでいる。ともあれ、長らく反時代的であったはずのものが、気がついてみると時代の先頭を走っているというのは面白いことである。こう言うと、「今こそ教養部！」というアピールを敏感に嗅ぎとられるムキがあるかも知れない。しかし、「一周遅れのトップ・ランナー」というのもよくあることなので、話はそれほど単純ではない。

それにひきかえ、昨今、「知」の貯蔵庫ないしは醸成場としての役割よりも、「情報」の取次店としての機能を強化しているようにみえる図書館の場合は、掛け値なしに時代の先鋒を目指していると言えるのだろうか。

（教養部助教授 社会学）

時間外開館変更のお知らせ (土曜日を含む)

平成4年5月1日(金)からの国の行政機関全般にわたる完全週休2日制の実施に伴い本学も原則閉庁となりました。附属図書館では極力利用者サービスの低下を招かない方向で、各キャンパスごとに、休日となった土曜日の開館等について方策を検討しました。

医学部分館及び薬学部分館では、一部授業が行われることもあり、土曜日の開館(9:00~15:00)を決め、早速5月2日(土)から実施し、現在に至っています。また、医学部分館では、強い希望があった貸出冊数の緩和について、学部学生の貸出冊数の上限をこれまでの3冊から5冊とすることを決定、5月から実施しています。

中央図書館の場合は、授業が行われな

ともあり、休日となった土曜日開館の場合の利用度について、正確なデータの採取が必要であることから、平成4年度は暫定的に次の方法での運用をはじめました。

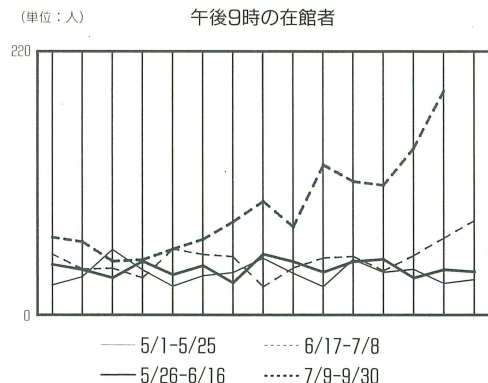
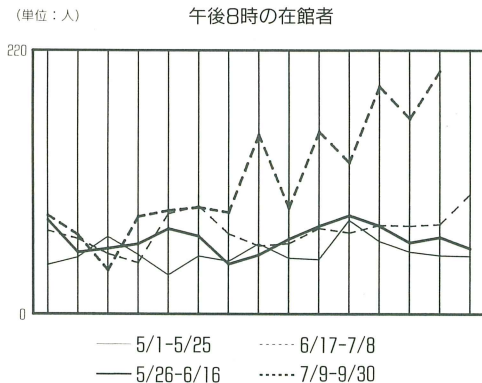
5月~9月の間は、平日の時間外延長(20:00までを21:30までに)を実施し、土曜日は閉館としました。平日の時間外延長における利用状況は、下の表で紹介しています。10月~5年3月の間は、土曜日の開館(10:00~16:30)を実施し、利用の実態を把握することにしています。平成5年度からは、これらの利用状況等を踏まえ、最適のサービス内容を決定、実施する予定としています。

(情報サービス課閲覧係)

平日時間外開館延長における利用状況(中央図書館)

中央図書館では、平成4年5月~9月の間、平日の時間外開館の延長(20:00までを21:30までに)を実施しました。

この間の利用状況(時間帯別在館者数)は次のとおりです。



平成4年度目録システム講習会を開催 (中九州地域講習会)

平成4年6月1日から5日まで、目録システム講習会を開催しました。目録データを作成する担当者を対象にした講習会ですが、自分の作成した目録が、全国規模で図書館利用者に提供されるだけに、講師・受講者共々真剣な5日間でした。

今回の受講者は九州東海大学、熊本商科大学、大分医科大学、長崎大学、熊本大学の5校、計10名でした。中九州地区の受講者累計は、2回目ということもあり、まだ20名を越えたところですが、全国の累計は今年夏に2,000名を突破しています。

現在、このシステムに参加している大学図書館は200校以上で、それらの大学図書館の受け入れる図書資料は、学術情報ネットワークに接続できる端末なら、日本国中どこからでも、網羅的な検索ができるようになっています。

その意義の大きさを念頭において、今後も全国レベルの、品質の高い目録データの作成、維持、提供のために、年1回のペースで開催していくことを予定しています。

(情報管理課目録係)

本学教官寄贈著書紹介

(中央図書館)

竹内重年教授 (法・公法学)

「憲法講話」

竹内重年著 信山社 1990.3

「憲法論攷」

竹内重年著 啓文社 1992.7

「憲法のしくみ」

竹内重年著 啓文社 1991.4

「二〇世紀における民主制の構造変化」

竹内重年著 木鐸社 1986.4

「学窓からの社会寸評」

竹内重年著 啓文社 1991.9

海老澤俊郎教授 (法・公法学)

「行政手続法の研究」

海老澤俊郎著 成文社 1992.10

浦田義和非常勤講師 (文・比較文学)

* 現九州女子大学教授

「近代文学と〈南〉」

浦田義和著 ロマン書房 1992.10

(医学部分館)

小川道雄教授 (医・外科学第二)

「好中球エラスターゼ 病態と治療への手がかり」

小川道雄編 へるす出版 1992.5

(情報管理課受入係)



目 誌(平成4.5.1~8.31)

- 5.1 平日時間外開館の延長を開始
(20時までを21時30分まで、9月30日までの臨時措置)
- 5.8 附属図書館委員会
- 5.12 附属図書館係長会議
- 5.19 古典籍研修会
- 5.22 図書館報編集委員会
- 5.25 平成4年度国立大学附属図書館事務部課長会議
(於東京医科歯科大学)
- 5.28 第63回日本医学図書館協会総会
(於北九州市)
- 6.1 平成4年度目録システム講習会
~5
- 6.4 資料保存に関する調査研究班WG会議
(於長崎大学)
- 6.5 熊本県図書館連絡会議
- 6.8 附属図書館委員会
- 6.9 附属図書館係長会議
- 6.16 古典籍研修会
- 6.25 第39回国立大学図書館協議会総会
~26 (於帯広市)
- 7.1 図書館システム連絡会議
- 7.7 附属図書館係長会議
" 附属図書館高度情報化委員会
" 古典籍研修会
- 7.13 図書館報編集委員会
- 7.15 熊本県高等学校文化連盟の熊本大学附属図書館見学
- 8.28 第40回九州地区医学図書館協議会総会 (於長崎大学)

学生証で 「九州地区の国立大学 図書館」が利用できます。

平成4年4月23日(木)に開催された九州地区国立大学図書館協議会において、九州地区国立大学図書館間の学生証による利用について討議され、実施が決定されました。

従来、学生が他の大学図書館を利用する際には「利用願い」が必要でしたが、この決定により、九州地区の国立大学図書館については、学生証の提示だけで利用できることになりました。

ただし、各館とも利用許可条件が違いますので、詳しくは、中央館、医学部及び薬学部分館に備え付けてある「九州国立大学図書館間相互利用の手引」で確認してご利用ください。
(情報サービス課参考係)

訂正とお詫び

前号の本学教官寄贈著書紹介の中で、黒田正巳名誉教授から寄贈された図書の書名が「間を描く遠近法」となっていました。ところが、「空間を描く遠近法」の誤りでした。ここに深くお詫びするとともに、訂正させていただきます。

東光原一熊本大学附属図書館報一第3号

平成4年11月

編集発行 熊本大学附属図書館

〒860 熊本市黒髪2丁目40番1号 ☎096(344)2111